

令和2年6月定例会 経済委員会（付託）

令和2年6月23日（火）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時43分）

これより、商工労働観光部関係の調査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 株式会社コート・ベール徳島の経営状況について（資料1）

黒下商工労働観光部長

この際1点、御報告させていただきます。

株式会社コート・ベール徳島の経営状況についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

第3セクター方式で運営しております株式会社コート・ベール徳島の令和元年度決算につきましては、今定例会の開会日に御配付されました「地方自治法第221条第3項の法人の経営状況を説明する書類」において御報告させていただいております。

その概要でございますが、令和元年度の来場者数は前年度と比較し1.5%増の45,150人となり、当期純利益は2,008万2,108円の単年度黒字となっております。

引き続き、経営の安定化に努めてまいりますので、御指導のほど、よろしく願いいたします。

報告につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

北島委員

私からは、先週の開会日に先議をされましたWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金について、2点だけ確認させていただきたいと思います。

申請が可能となりましてちょうど1週間であります。これまで休みも含んでおりますが、申請受付や問合せは今の段階でどういう状況か教えていただきたいと思います。

島田商工政策課長

ただいま北島委員から、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金の申請状況に

ついて御質問いただきました。

この助成金につきましては、6月1日より商工団体等を通じて周知を行い、15日の開会日に予算をお認めいただき、同日、申請要領を県ホームページに掲載いたしまして、現在県内36か所に設置しました受付相談窓口で受付を開始しているところでございます。

15日以降、コールセンター、部局の組織横断で設置いたしました徳島県かんばる事業者応援センターには連日150件を超える問合せを頂いているところでございます。具体的な内容につきましては、これが助成金の対象となるのか、いつまでに申込みをしたらいいのかといった多岐にわたるものでございます。

6月22日現在ではございますけれども、こちらの徳島県かんばる事業者応援センターで申請を受け付けた件数は87件、約3,600万円となっているところでございます。

また新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、受付窓口は予約制になっており、6月末までに350件の予約が入っているところでございます。

#### 北島委員

本当に多くの問合せがあるということで、非常に関心の高い助成金だと思います。

私もこの1週間だけなんですけれども、多くの方々からどうなっているのかという問合せを聞きましたし、内容についても非常に高い評価を得ているのかなと思います。言い換えれば、助成対象者の皆様にとってそれだけのインパクトがあるというか、すぐに役立つものであると言えますし、まさしく行政としてその役割を十分に果たしているというふうに思われます。

しかしながら一方、今回の助成対象者ですが、県内の中小・小規模事業者、個人事業者となっております。ホームページにも列記されておりますが、例えば医療法人であったり、社会福祉法人、特定非営利活動法人いわゆるNPO団体法人が対象外となっております。今回の助成金の対象を県内の中小・小規模事業者、個人事業者に限った目的、経緯をお教えいただけますでしょうか。

#### 島田商工政策課長

ただいま北島委員から、助成対象について御質問いただいております。

事前委員会でも御説明させていただいたところですが、5月に実施いたしました緊急調査におきましては、5月から7月までの売上見込みが前年同月よりも減少すると答えた事業者の割合が全体の8割ということで、県内の中小・小規模事業者の方は非常に厳しい経営環境に直面しているという状況がございまして。

こうした経営基盤が十分でない事業者の皆さんに社会経済活動のレベルを上げていただくために、県民の皆様や来県される方々に安心して店舗やオフィスを御利用いただけるよう、業種別ガイドラインに沿った新しい生活様式の実装を強力的に支援するための助成制度を設けているところでございます。

このため、経営基盤が十分である全国チェーンの直営店舗や税制上の優遇措置のある法人、NPO法人がこれに当たると思うのですけれども、そのほか、他部局や市町村による支援が期待できるような団体については対象外とさせていただいたところでございます。

医療につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のほうで支援があ

るといふこともお聞きしており、助成の期待ができるということによって対象外とさせていただきます。

我々といましては、業と雇用を守るため、経済状況に応じて事業者の皆様に対する支援をしっかりと行いまして、この難局を乗り越えていただくような取組を引き続き進めていきたいと考えているところでございます。

#### 北島委員

御答弁いただきましてお話を伺いますと、商工労働観光部としては最大限の中でこの助成をしているというふうに理解させていただきました。

企業の9割以上が中小・小規模事業者、個人事業者であります。お店、従業員の皆さん、お客様、特に個人事業者の皆様は家族で営んでおられる事業者が多いと思いますので、そういった皆様が安心できる店舗や職場づくりがこの助成金によって推進できるのかなと思っております。対象外となった所については、今後、県全体として別のところで私も言っていこうと思っております。

たくさんのお問合せ、予約が入っているということをお聞きしましたので、円滑に対応していただくようお願い申し上げて質問を終わらせていただきます。

#### 岡田委員

北島委員がWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金のお話をされていたのですが、私の周辺にも商工中小・零細家族経営の皆さんがたくさんいらっしゃいます。特に飲食、ホテル関係の方たちは、この3か月間本当に光が見えず引き籠もっていないといけないということで、どんどん精神的にも追いやられています。

いろんな助成金制度を施策として出してくださっているのですが、手続をするたびに3密を避けるため順番を待つとか予約をするとかになって、早くしたいんだけどなかなかできない。いらだちを超えて失望に至っているような現実を乗り越えてやっと交流が再開され、いろいろと動き出しました。

WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金について、6月1日から電話相談が開始、15日から正式に申請受付ということで動き始めたんですけども、実際いろんな所から県に問合せがあったかと思っております。具体的にどういう問合せが一番多かったのですか。

予約待ちが350件という状況ですけど、予約するまでの間のどういうものだったらいけますかという問合せを受けて、どういうふうに整理されていったのかについても教えてください。

#### 島田商工政策課長

ただいま岡田委員から、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金についてのお問合せをどう反映したかということについて御質問いただいたところでございます。

申請受付に先立ち、6月1日より徳島県がんばる事業者応援センターを開設しております。1日に100件を超えるお問合せや御相談を頂いております。

主なものといましては、空気清浄機能を有するエアコン、殺菌能力の高い次亜塩素酸水の噴霧装置やオゾン発生装置、システム導入に伴うパソコンやタブレット端末、移動

可能な机や椅子は今回の備品購入の対象となるのですか、という御質問をたくさん頂いたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、これまで頂いた御意見を取りまとめ、業種別ガイドラインに沿った効果的な対策となっているか、また安全性は担保されているかなどの観点から検討を重ねまして、対象となる備品を例示させていただいたところでございます。

こうした御質問を頂くのは具体的な対策のイメージを皆さんにお伝えできていないのかなということで、例えば顧客空間や働く空間への安心で快適な施設整備面について3密回避の対策はどういったものがあるのか、働き方の新しいスタイルとしてどういった取組があるのか、人と人の間隔を担保するシステムの導入ではどういった対策が必要なのかということ具体的に明示をいたしまして、申請要領を整理させていただいたところではあります。

具体的に言いますと、3密の回避ですと個室から大部屋への転換、働き方の新しいスタイルといたしましてはテレワークやオンライン会議を推進する経費など、具体的に事業者の皆さんがイメージする形で申請要領を整理させていただきました。

そして、この三つのメニューの対象経費を具体的に整理して制度の趣旨に合った申請要領を作成し、6月15日から申請受付を開始したところでございます。

#### 岡田委員

先に事業の概要が動いていたので、それに救いを求めて申請をしようと、非常に関心のある方が具体的な内容のイメージがない中で問合せをされていたと思うんです。

自分の所を新しい生活様式にということなので、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に打ち勝てるような対策をしてもらうための設備投資というところも皆さんにお伝えいただきたい。

目的としては人が戻ってくるようにという経済カンフル剤であるのですが、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波がすごく言われている中で、営業する上でそれに打ち勝って、少なくともクラスターを発生させない生活改善のための設備投資費用として皆さん考えてくださいということです。

今、島田課長がおっしゃったように、丁寧に説明いただいているようなんですけど、そのところをなお一層お願いしたい。新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に打ち勝つような環境を整備していただかないことには駄目というか、自己防衛していただくための資金としてこの予算を組んでくれていると思いますので、こういう内容だったら大丈夫ですよというのも併せて、各中小企業さん向けに広報を徹底していただきたい。

それと先ほどおっしゃった安全性については、県庁が持っているノウハウというのを民間に落としていただきたい。新型コロナウイルス感染症への対応を含め、こういう方法だったらベターですよという説明を丁寧に、周知徹底していただきたい。

徳島県で中小企業の皆さん方が安心してこれから営業できるように、是非、御指導いただければと思います。

また、ダウンロードした申請書が束になったのを見せてもらって、これだけ書かないといけないというようなお話も受けました。懇切丁寧にいろんなところできめ細やかにしてもらっている分、書類が非常に多いような気がするのです。実際、書類を見せてもらうと、そこまで書かないといけないのかと。非常に書類の書き疲れを起こしているような皆

さん方がまたいっぱい書かないといけない。申請する側も県の意図は分かっている申請されているので、そのあたりの書類はもうちょっと簡素化し、重複しているものは前の資料を活用できるというような対応というか、そういうところの配慮について御検討はないのですか。

島田商工政策課長

ただいま岡田委員から、書類の煩雑さについて御質問いただいているところでございます。

申請時の提出書類につきましては、類似事業を実施しておりますほかの県に問合せをいたしました。が、工事やシステム経費の水増し請求など不正な申請の対応に苦慮しており、期間途中で申請の受付を中止したというような事例もお聞きしたところでございます。

国の持続化給付金、小規模事業者持続化補助金などの事業者の申請サポートを行っております商工団体とも協議を重ね、可能な限り書類の削減に努めたところではありまして、これが最低限必要な添付書類として整理をさせていただいたところでございます。

具体的に申しますと、申請者確認を行うため、法人の履歴事項全部証明書、確定申告書の写し、営業実態を確認するための営業許可書の写し。営業許可書は店頭に掲示もしている場合が多いので写真でも可能というように柔軟な対応にさせていただいております。

また、他県でも不正な事例があったということで、内訳書の分かる見積書、何々一式というのではなくて内訳がきちんと分かる見積書、暴力団ではないことや不正をしないなどの誓約書、振込不能を防ぐための通帳の写し、県税の未納がないことの証明書などの提出を求めているところでございます。

これにつきましては、公金の適正な支出を図るために必要であるということで整理をさせていただいておりますので、御理解をいただけたらと思います。

また、事業者の皆様の負担軽減を図るために、当初は県への直接郵送による申請を検討していたところでございますけれども、商工団体、生活衛生同業組合、行政書士会とも連携をいたしまして、県内36か所の受付相談窓口を設け、対面による相談受付体制を整備しております。南部・西部総合県民局にも窓口を開設しており、こちらで具体的な相談のお手伝いができると思っておりますので、十分活用いただけたらと思います。

そして、委員からお話のありました広報につきましては、更に一層努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岡田委員

税金を皆さんに還付していただく助成制度ですので、当然、不正がないようにという県の取組は非常に理解できると思います。身近な商工団体や行政書士会がアスティとくしまなどに窓口を作ってくださっているということですので、窓口がそこにあるという周知をしていただきたい。

商工会議所や商工会に所属している方たちはそこに行けば聞ける。これで大丈夫なのか気軽に聞きに行けるとは思うのです。そうではない所の方たちは改まって聞きに行くとかということになると、なかなか敷居が高かったり、どうしたらいいのかなど不安に思われたりしますので、そういう方に対して、行政書士会の相談窓口があるというお知らせをす

る。あと個人経営者さんなどのサポートとして、事業の認知度も上げていただけるような広報の仕方も是非お願いしたいと思います。

それと、この申請の対象は8月31日までという期限があったと思うのです。8月31日までに完成しておかないといけないのか、それとも8月31日までの申込みでよいのか。実は手はずや手続ができていながらも物が届いてない、手間が足りないなどがあります。今回は工事費込みでの助成金になっているので、例えば工務店さんに換気扇や空調機を直してもらい順番を待っているんだけど、8月31日までにはどうやってもできそうにもないというような事態が起こったときにどう対応されるのか。

8月31日までだったら物は入ってこないと言われて、電器屋さんや工務店さんなど知っている所に手当たり次第に聞いているというような話も聞きます。

早い人は6月からいろいろ問合せをしてどんなものかというようなイメージがある程度できていて、先行していると思うのですが、実際、いろんなメディアや商工会議所から聞くところでは、後発として動き始めた人にとって、この8月31日は微妙な日程だと。2か月あるといえはるんですけど、県内一円で動き始める話なのです。空調機に至っては、10人以上の部屋に置けるようなものとか、個室を大きい部屋にすることなので、改築、空調、仕切り設置の設計などを併せてしてもらっていたら、ちょっと時間が掛かるというような話も聞こえてきます。

8月31日までに完成しないといけないというふうに最初は聞いていたんですけど、そのあたりの考え方というのは現状どういう感じなんでしょうか。

#### 島田商工政策課長

岡田委員から、対象期間について御質問いただいております。

こちらの対象期間については、新型コロナウイルス感染症の次なる波に備え、できるだけ早く事業者の皆様へ新しい生活様式を実装いただくために8月31日で締め切らせていただき、それまでに支払が完了したものを対象としたところでございます。

委員からお話のとおり、この件についてもたくさん御質問いただいているところでございます。備品の納期や工事の工期が間に合わない場合に申請を中断するという事になれば、この助成金の創設趣旨から外れてしまうことにもなりかねませんので、設計などで時間が掛かったり、納品が間に合わないなど、やむを得ず間に合わない案件については、例えば助成対象期間を1か月延ばすなど、柔軟な対応について検討をしたいと考えているところでございます。

#### 岡田委員

ありがとうございます。期限が切られている場合、そこから逆算して間に合わなかったらもうやめようかという話になってしまいます。

それともう一つ、私が非常にうれしかったのは、県内の業者さんを使ってくれというような縛りを付けてくれていることです。県内に住むどんな業者さんも大なり小なり痛手を受けていますので、県内需要を図るという意味で、建具屋さんであったり設計士さんであったり、いろんな所の皆さんに少しでも潤っていただけるような取組にしてくれているなど非常にうれしかったし、よく考えてくれた制度だなと思っています。

ただ、小さな電器屋さんでは8月31日までには何も入ってこないし、大手さんに頼まなくては仕方がないという話も聞こえてきます。県内の中小・零細、家族経営、個人経営の皆さんの所からそれぞれ備品を購入したり、設置を頼んだり、図面を書いてもらったりというようにできるようにするには時間的な余裕が必要です。

8月31日までに完成を目指してしてもらおうというのが大前提だと思うんですけど、やむを得ず新型コロナウイルス感染症の影響を受けていろんな物品が滞っているとか、手間が足りないとか、なかなか回転ができない部分に関しては、1か月の期間延長というのは非常に有り難いと思います。

また、駄目だと言われた方でも、もう一度考えてということになって、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備える新しい生活様式を取り入れて、営業を継続できるというところにつながっていくように思いますので、そのあたりの対応を柔軟に臨機応変にしていだけるように是非お願いしたいと思います。

そして、先着順になっていないのかということです。県の予算は限りがあるから、助成金が100万円の人ばかりだったらすぐなくなるのではないかな。20万円の人ばかりだったらいいけれど、いろいろ改装とかサーモグラフィカメラを付けたら100万円を超えるというような話も聞きました。

だから、8月の契約で9月まで延ばしてくれるというようなさっきの話をお聞きしたところで、予算がなかったら、終わりですと言われるんじゃないかというようなお話もあります。目的としては新しい生活様式に則して、新型コロナウイルス感染症の第2波に打ち勝てるための助成制度だと思っているので、そのあたり先着順にはならないですね。

島田商工政策課長

岡田委員から、この助成金が先着順になっていないかということで、御質問いただいております。

先ほどお話しした徳島がんばる事業者応援センターへのお問合せの多くが空気清浄機やサーモグラフィカメラといった備品購入に関するものでございまして、業種や事業規模にかかわらず、上限額一杯まで同一備品を複数台購入できるのかといった問合せが非常に多くございました。

新しい生活様式をできるだけ多くの事業者の皆様方に実装いただくために、また業種別ガイドラインに沿ってソーシャルディスタンス、換気、消毒をトータル的に整備いただく事業者の方を優先させていただくために、上限100万円、上限50万円のメニューにつきましては、工事を伴う場合の備品購入は対象経費の3分の2を上限、備品購入单独の場合は2分の1までということにさせていただいています。できるだけ多くの皆様にこの助成金を使っていただくような工夫をしているところでございます。

委員からお話のありましたとおり、新しい生活様式をできるだけ多くの方に実装いただくというのが第一の目的でございますので、こういった工夫をしております。他県の場合は予算額が3億円ということですがけれども、本県の場合は21億円ということで議会にもお認めいただいておりますので、この中でしっかりと対応していきたいと考えております。

岡田委員

十分な予算を講じながら徳島県の経済を徐々に上げていくために、上げていくだけじゃなくて安心して県民の皆さんが利用してもらえる、そして働く皆さん方も安心して仕事ができるための助成ですので、個人的には非常に有り難い制度だなとお話を聞かせてもらいました。

そして物品が非常に品薄になっているところで、諦めなくても手続を粛々と進めていって、万が一には1か月ぐらい猶予を見てもらえるようなすごく有り難いお言葉も頂きました。

新型コロナウイルス感染症で本当に何が起こるか分からないという社会になりました。そして何が良くて何が悪いのかというのが読めない、ものすごく不確実な時代を迎えております。その中で粛々と経済を進めていくためにも、県民の皆さんに安心して経営を続けていってもらうための手立てとしてこの助成制度はあると思います。

経営の継続ができる、新しい生活様式の下でお客さんをお迎えできる、そして安心してそこで飲食、宿泊してもらえるとこの制度でありますので、できるだけ広報してもらいたい。新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えるためにも、これを活用して改装するなり、安心安全のための取組を是非進めてくださいというような広報を更にしていただきたいと思います。

県内の事業者の皆さんもそうなんですけれど、利用する側の人たちが安心して使えるようにしないと利用者が増えませんので、みんなが活用できる、そしてそのことによって事業が継続できるということにつながるような取組を是非お願いしたいと思います。

それともう1点。とくしま応援割についてです。

鳴門市が6月から先に実施しておりまして、非常に評判が良くて、そんなに早かったのかというぐらいすぐに予約が一杯になったというような事例があります。県のとくしま応援割は8日から始まっているのですけれども、改めて予約状況と対象宿泊施設数について説明していただけますか。

#### 吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、とくしま応援割の予約申込状況と対象施設数について御質問いただきました。

とくしま応援割の予約申込状況につきましては、先日の本会議で知事が答弁した際は6月17日現在で約4,200名のお申込みでありましたが、現状では更に進んでおりまして、22日時点で5,000名を超えるお申込みを頂いたところでございます。

好評を頂いた要因としましては、長期の自粛を乗り越えていただいた県民の皆様にはまず身近な所で旅行気分を味わいたいというニーズが強まったこと、徳島市など市町村の宿泊割引制度との併用が可能でありお得感が強まったことなどが考えられます。

登録宿泊施設数につきましては、22日時点で170施設でございます。

#### 岡田委員

鳴門市の分は終わってしまったので併用はできないんですけれども、徳島市が後発で出されているので、活用していただきたいというところでもあります。

一人が何回も泊まれるというものだったと思います。5,000人分の宿泊予約が入ってい

るということで進まれているようなのですけれども、一人5,000円なので今で2,500万円。この制度のトータルの予算というか、どのくらいの人数を考えられているのですか。

それともう一つ。これも7月31日までというような期限が付いていたと思うのですけれども、そのあたり、これも早い者勝ちではないのかというところについてお伺いします。

吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、とくしま応援割の対象人数分と7月末の期間一杯まで予算があるのかというような御質問を頂戴いたしました。

とくしま応援割につきましては、1万人泊分の宿泊割引を予定してございます。22日時点で予定の5割を超える申込みを頂いておりまして、現在の申込みペースから推移しますと、予算の関係で7月末を待たずに申込みを終了させていただく可能性が高いと考えております。

岡田委員

とくしま応援割が7月末までに終了してしまうというようなお話なんですけれども、今年の子供たちの夏休みが市町村によって違うということがあります。聞くところによると、阿波おどりが無い、鳴門の花火もない、本来なら家族や親戚で行っていたというような行事もないということで、とくしま応援割を使ってみんなで行きたいという思いが募っているところがあるのです。

それともう一つ。ゴールデンウィークにどこも行っていないということで、私の同級生は小学生ぐらいのお孫さんがいる人がたくさんいるのですけれども、孫とどこかへ行きたいというようなお話があって、この5,000円の割引というのは多人数で行くと非常にうれしい制度になっているのです。

最初は鳴門市だけだったのですけれども、県内各地で利用できる県の分は活用していただけますので、改めて県内の観光地を訪れてもらえれば徳島の良さの再発見にもつながると思います。子供さん、お孫さん、各世代の家族みんなで行くことによって、新型コロナウイルス感染症があった年だったけれど非常に楽しかったというような思い出づくりを是非していただきたいと思います。

このとくしま応援割が7月末まで使えるようにするための予算の確保は考えられませんか。というか考えてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、とくしま応援割の予算について御質問いただきました。

とくしま応援割につきましては、想定以上のペースで申し込みいただいているところがございます。先ほど御説明しましたとおり、自粛疲れの反動から宿泊割引を使いまして、まずは身近な場所を旅行するというニーズが予想以上に高まったことが要因と考えております。

委員から御質問いただいた必要な予算の確保につきましても、宿泊業者からお声を頂戴しているところでございます。いつ申込みが終了になるのかといった不安感なく、県民の皆様が安心してお安く県内旅行を楽しんでいただけるよう、必要な予算確保に努めてまい

りたいと考えております。

#### 岡田委員

吉田課長から非常に前向きな御答弁を頂きましてありがとうございます。

徳島県の方は他県に目が向いていたりするのです。特に鳴門市などは大鳴門橋があるのですぐに近畿圏とかに行くし、池田の人たちは岡山や広島に行ったりして、非常に県外に目が向いているのですけれども、今回は県内のすばらしい魅力を再発見するチャンスだと思います。

県内の方たちの移動を促すカンフル剤として、とくしま応援割を活用していただく。それが今後の徳島の観光PRにつながっていく。県民一人一人が改めて徳島のいろんな所に行って、県の魅力を県民の皆さんの口からPRしてもらえるチャンスだと思います。

それと新型コロナウイルス感染症があった年だったから何でも自粛でもものすごく暗かったのではなくて、頑張っただけ我慢していたおかげで夏休みにはみんなで楽しい思い出もできたという御褒美的な部分もなければ、次に備えてのパワー、頑張っていく元気もなかなか続いていかないと思います。そういうものにつながっていけるような取組を是非進めていただきたいと思います。

そしてまた、どのように予算額を見込んでいくのかということと、県民の皆さん方に安心して7月31日までは大丈夫ですよということの広報も含めながら、対応を是非お願いしたいです。スピーディーな予算措置、予算確保についてどのように考えられていますか。

#### 吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、とくしま応援割の必要な予算額とスピーディーな予算措置について御質問いただきました。

必要な予算規模につきましては、今後早急に関係部局と調整してまいりたいと考えております。

とくしま応援割は、自粛疲れの県民の皆様に県内旅行を楽しんでいただくため、また観光関連事業者の支援について迅速に対応するため、危機管理調整費を活用して事業を開始したものでございます。

県民の皆様の申込みが予想以上に早いペースであることから、必要な予算の確保についても迅速な対応が必要と考えております。こうしたことから、必要な予算の確保につきましては、危機管理調整費の活用も視野に入れて早急に検討してまいりたいと考えております。

とくしま応援割の御利用により県民の皆様に地元徳島で身近にある魅力の再発見をしていただき、観光の機運を8月から始まるGoToキャンペーンへとつなぎ、タイアップ事業で県外誘客を促進してまいりたいと考えております。

#### 岡田委員

先ほどは危機管理調整費の活用というようにお言葉も頂きましたが、是非スピーディーに対応していただきたいと思います。

申込期限が7月31日までですので期間が限られてきています。ホテル側の予約受付状況

もいろいろあると思います。西や南、鳴門はまだ空いているというような情報もできたら併せて発信していただけると、県内一円で活用していただけるのかなと思います。

これは一人が何回泊まってもいいという利点があります。例えば、鳴門に来ていただいた方が今度は祖谷に行きたい、その次にはまぜのおかへ行きたいなどというような活用の方法もあります。そういうところも是非広報していただくとともに、県内の業者さんをはじめ県民の皆様方がこのとくしま応援割を通じて思い出作りとともに、次へのステップになって頑張っていくことができるエネルギー充実のために使えるように是非お願いしたいと思います。

そして、今度は8月から日本国内に移動ができるというG o T oキャンペーンも始まります。G o T oキャンペーンと併せたこのタイアップ事業につきましても徐々にPRをしていただき、次はこういうのがあるという広報も是非お願いしたいと思っております。

それと何よりも刻々と状況が変わってまいります。現在は一応、緊急事態宣言が解除、日本国内が移動解除になって動き始めております。動き始めたところでどうなるかは本当に予知できないというのが今の状況であります。その状況の中で、できるときにできることはさっさとしてもらい、そして次に備えるというメリハリのついた迅速な対応が必要と思います。県の取組において是非いろんな措置を講じていただけるように要望させていただきたいと思います。

#### 達田委員

先ほど北島委員、岡田委員から、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金につきまして詳しく聞いていただきましたので、今日は省略したいと思います。

とくしま再発見ツアーなのですが、県内交通機関である鉄道、バス、タクシー等を利用し、宿泊と観光を組み合わせた県内旅行会社によるツアーということで予定しておりますけれども、現在、旅行会社の参加はどのような状況になっているのでしょうか。

#### 吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、とくしま再発見ツアーについて御質問を頂戴いたしました。

とくしま再発見ツアーにつきましては、一般財団法人徳島県観光協会を通じて協同組合徳島県旅行業協会や賛助会員の旅行会社にお知らせするとともに、阿波ナビというホームページにも掲載して周知を図っているところでございます。

これまでの申請状況につきましては、県内の旅行会社4社から相談を受けているような状況でございます。

#### 達田委員

これまでのコロナ禍<sup>か</sup>の中でバス、鉄道、タクシーは本当にお客さんが来ないという状況でした。高速バスなども止まっていました。

そういう状況で、交通機関を利用して宿泊も合わせたツアーというのは利用の仕方によっては非常に経済効果が上がる。旅行会社も、旅をしたいという方も元気になることなので、どんどん続けていただきたいと思うのですが、県民の方にお尋ねしますと、大勢で一つのバスに乗るのを敬遠されている部分もございまして、ですから、少人数で広々

と座席を取るとか、旅行会社の工夫によって楽しく安全に旅行できるというような企画をしていただきたいのです。

ただ、先日、阿南市内の旅行会社にこういうツアーに行きたいという人がいると話しましたら、当社はそんなツアーはやっておりませんということでした。3軒ほど電話したのですが知らないとわれまして、行きたい人がなかなか申し込みできないような状態だったのです。旅行会社に対して周知を徹底していただいているでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、とくしま再発見ツアーの周知についての御質問を頂戴いたしました。

先ほども説明させていただきましたとおり、一般財団法人徳島県観光協会、阿波ナビというホームページを通じて周知に努めているところでございます。また、旅行会社の業界団体であります協同組合徳島県旅行業協会を通じても周知しておりますので、とくしま再発見ツアーを造成する旅行会社が今後増えてくるものと考えております。

達田委員

こういう支援があるわけですから、県民の方が利用してどんどん旅行に行ける、バス、タクシー、鉄道を使うという状況にさせていただけたらと思いますので、その点をお願いしておきたいと思います。

先ほどのとくしま応援割の件なのですが、先日の新聞報道によりますと、一般財団法人徳島県観光協会に委託をしているのですが、株式会社JTBに再委託をしていたということで、そのことについてどういう状況なのか御説明いただけたらと思います。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、とくしま応援割の再委託の件について御質問を頂戴いたしました。

今回のとくしま応援割につきましては、一般財団法人徳島県観光協会から株式会社JTBへ一部再委託がございました。再委託をした事業内容につきましては、宿泊割引に関する問合せや、割引の申請処理の受付等に要する事務を円滑に執行するためのものがございます。

達田委員

一般財団法人徳島県観光協会から再委託をしていることについての認識をもう一回聞きたいです。

吉田観光政策課長

達田委員から、とくしま応援割の再委託についても一度答弁をということでございます。

今回の再委託につきましては、先ほども申しましたとくしま応援割に関する宿泊施設、利用者からの問合せ、申請処理の受付、審査、支払に関する業務として、事務費1,000万

円のうち約300万円が、株式会社JTBに委託されたものでございます。

達田委員

この報道によりますと、2018年の西日本豪雨の時に同じような旅割がありまして、そのキャンペーンのときも株式会社JTBが仕事をしていたということです。金額は少ないかも分かりませんが、今は観光業界でも再委託どころか、再々再々再委託ということが問題にされています。再委託をするということについては包括外部監査からもいろいろ意見が出ているのです。

一般財団法人徳島県観光協会は非常に公益的な仕事をしている団体ですので、これも当てはめて考えるべきではないかと思うのです。1者随意契約の場合には再委託はより一層制限されるべきだということで、外部監査から指摘をされているのです。再委託の原則禁止という趣旨が非常に軽んじられているのではないかということをおっしゃっているのですけれども、その点はいかがでしょう。

吉田観光政策課長

達田委員から、とくしま応援割の再委託について再度御質問いただいております。

今回の一般財団法人徳島県観光協会から株式会社JTBへの再委託につきましては、県から受託後、観光業界へ迅速な支援のため、とくしま応援割の事業開始を短期間で至急準備する必要があったことから、先ほど委員からお話もありましたとおり、平成30年に13府県ふっこう周遊割事務局から受注実績がありノウハウを有する株式会社JTB徳島支店を選定して随意契約を行ったと一般財団法人徳島県観光協会から報告を受けているところでございます。適切に事務が行われたと認識しているところでございます。

達田委員

一般財団法人徳島県観光協会が県からお仕事を受けて株式会社JTBに再委託したというのは今までに何件あったのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、県からの委託事業について一般財団法人徳島県観光協会が株式会社JTBに再委託したのは何件あったかという質問を頂戴いたしました。

令和元年度につきましては0件でございます。

達田委員

令和元年度はない。今年に入って再委託したということですね。

再委託する場合に、原則禁止されているという立場に立って業務に当たるべきではないかと思うのです。例外的にこういう場合は再委託できるという基準はあるのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、再委託の基準についての御質問を頂戴いたしました。

再委託につきましては、一般財団法人徳島県観光協会から県に委託の承諾申請を行って

おりまして、県といたしましては委託承諾をしているところでございます。

達田委員

透明性を図る。業者さんは一つだけではないですから。旅行業者も一つだけではない。

このとくしま応援割というのは、自分でホテルの予約をする、ホテルで宿泊証明書をもって郵送などで送る。そういう形式になっていませんか。ですから、ホテルへ予約をしたといっても、普通の旅行会社がいろいろするような仕事ではなくて、それが合っているかどうかを計算したりなどそういう事務ではないのですか。

吉田観光政策課長

ただいま、とくしま応援割の委託事務について御質問を頂戴したかと存じます。

委託事務につきましては、宿泊施設や利用したい県民の方からの問合せに対応するコールセンター機能、利用者が宿泊割引を利用した際の割引申請の受付審査、支払の準備をする業務が入っております。

達田委員

普通の旅行会社の仕事は、お客さんからこういう所へ行きたいと聞いて宿泊施設や交通の手配を行うなどいろいろあります。これはそういうのではなくて、ほとんどをお客さんが自分でやっていると思うのです。

それで、一般財団法人徳島県観光協会は、株式会社JTBにノウハウがあるからお任せしているということなのですけれども、入札手続はしなかったということです。

この話を聞きますと、以前のとくしま記念オーケストラ事業と同じような構図です。当時、公益財団法人徳島県文化振興財団がとくしま記念オーケストラ事業を他の業者に再委託をしていたということで大きな問題になりました。金額が小さい大きいの問題ではなくて透明性があるかどうか、そういう問題だと思うのです。

契約理由書の作成とかそういうことはきちんとするべきではないでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、随意契約についての御質問を頂戴いたしました。

今回の随意契約による再委託につきましては、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光業界へ迅速な支援を可及的速やかに行うため緊急的に対応したものでございます。

緊急事象における緊急対策的な事業における採択でございまして、御理解をよろしくお願いいたします。

達田委員

新型コロナウイルス感染症で旅行業界もしばらくの間お店を閉めていたりしました。県内の業者さんは本当に大きな打撃を受けていると思います。特に小さな会社が非常に大きなダメージを受けていると思うのです。そういう所を支援するという意味でも、公平公正にやっているというのを県民にちゃんと見せることが必要だと思います。

こういうコロナ禍<sup>か</sup>の中で県民に対する非常に良い事業だと思います。良い事業だからこそきちんとやっていただきたいと思いますので、是非その点をお願いしたいと思います。

それで報道機関によりますと、このとくしま応援割を株式会社JTBに随意契約で再委託した一般財団法人徳島県観光協会の理事長は、株式会社JTBからの出向であるということが報道されているのですけれども、これは事実なのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、一般財団法人徳島県観光協会の理事長について御質問を頂戴いたしました。

一般財団法人徳島県観光協会の理事長は株式会社JTBからの出向社員でございます。

達田委員

この理事長に対する給与、福利厚生費、各種保険などは株式会社JTBで見ているというふうに書かれているのですけれども、事実なのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま、一般財団法人徳島県観光協会の理事長の給与等に関する御質問を頂戴いたしました。

給与等に関する御質問でございまして、個人情報に該当するところと考えますので、今回の答弁は差し控えたいと考えております。

達田委員

差し控えるも何も、一般財団法人徳島県観光協会については今回頂いた各事業費用の報告書にも載っている、県が33.3パーセント出資している団体なのです。ですから、その経理の状況がどういうものなのかを県がきちんとつかんでいなければいけないはずなのです。なぜ答弁を差し控えないといけないのですか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、一般財団法人徳島県観光協会の理事長の給与に関する御質問を再度頂戴したところでございます。

理事長の給与に関しましては、株式会社JTBから支払われているものと認識しております。

達田委員

発注者と受注者が同じ株式会社JTBというのがおかしいのではないかというような報道がされていて、民間業者の役員を県が税金で雇っているような構図になっているのではないかということが指摘されているのです。そういうふうに県民も受け取ると思うのですけれども、県の認識は違うのですか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、一般財団法人徳島県観光協会の理事長が株式会社JTBの役員ではないかというような御質問を頂戴いたしました。

理事長は株式会社JTBの社員でして、取締役等の役員ではございません。

#### 達田委員

これは金額が小さいとかそういう問題ではないと思うのです。税金を使っているいろんな仕事をやっているわけですから、透明性を高めるためにどうしていくのかということを知ることができるようになる。県が出資している団体、議会に報告いただいているような団体であれば、ちゃんと報告できるような状況にしておかないといけないと思うのです。是非、その点をきちんとしていただきたいと思います。

お聞きしたところ、以前の理事長はJRからということですがけれども、きちんとお仕事を辞めて就任していると。今回の方は、株式会社JTBの職員ということになりますよね。そこから給料ももらっている、福利厚生費も出ているということになりますと、一般財団法人徳島県観光協会における仕事を下請といいますか再委託に出して、株式会社JTBが次々に仕事するという構図になっているのではないかと、そう疑われても仕方ないような状況だと思うのです。ここはしっかりと改める必要があるのではないかと、いかがでしょうか。

#### 吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、一般財団法人徳島県観光協会について御質問を頂戴したところでございます。

今回、株式会社JTBから出向していただいていますのは、高い見識とノウハウを県の観光行政に生かすためでございます。

今後、更なる徳島県内の観光業界の発展のために一般財団法人徳島県観光協会とともに尽力してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

#### 達田委員

徳島県の観光行政を担う非常に大事な組織なのですから、おかしいと思われるような状況では困りますので、きちんとしていただきたいと思います。

それからもう一つ、徳島県観光審議会というのがあります。徳島県観光審議会というのは徳島県の観光をどうしていくのかというのを決めていく大きな大事な会議だと思うのですけれども、その中で25名の審議会メンバーがございまして。一般財団法人徳島県観光協会の理事長はもちろん入っておりますけれども、この中で旅行会社として入っているのは株式会社JTBだけというような状況なのです。今もそうなのでしょうか。

#### 吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、徳島県観光審議会の委員構成について御質問を頂戴したところでございます。

徳島県観光審議会の構成につきましては、現在25名の委員が在籍しております。そのうち旅行代理店につきましては、株式会社JTB徳島支店の支店長が委員として在籍してお

りますが、そのほかには一般社団法人日本旅館協会徳島県支部長、一般社団法人徳島県バス協会会長等々、観光業界に関する方も大勢参加していただいている状況でございます。

達田委員

私は、徳島県の観光をどんどん振興してもらいたいと思っております。

そのためにも偏っていくということではなくて、県民から見て本当に公平に運営されているという状況になるように、是非お願いしたいと思うのです。今の一般財団法人徳島県観光協会の在り方そのものを見直しするべきではないかと思うのですけれども、県もこういうところを見直ししましょうというような提言などをするつもりはないのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、一般財団法人徳島県観光協会について御質問いただいたところでございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、県内の宿泊業、運送業をはじめ観光業界は多大な影響を受けているところでございます。こうした観光業界をいち早く再興するために、県と一般財団法人徳島県観光協会が一丸となって県内の観光振興を作ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

達田委員

是非、改善をよろしくお願ひいたします。

本会議でも質問に取り上げました休業補償と家賃支援に関してなのですが、徳島県は休業補償をしていない県の一つになっています。オンリーワン徳島を貫いているわけなのですが、ほかの県では何らかの形で協力金や見舞金とかいろんなことで支援をしているのに、どうして徳島県はしてくれないのだろうかということで、県民の方からも非常に疑問が出ております。

小さな飲食店とかそういう所が力尽きて、もうこれ以上やっていけないと廃業に追い込まれたということがコロナ禍の中で新聞報道されています。先月末までに徳島市の繁華街で50を超える飲食店が廃業したと言われているのですが、これは飲食店だけではないのです。県内各地を見てみますと、廃業まではしていないが、いつまで休んだらよいか分からない、ずっと店を閉めているという所が目立ちます。特に高齢者の方が事業主である場合、これを機にやめようと思っているけれど、もしかしたらお客さんが時々来てくれるかもしれないのでやめられないという方もいらっしゃる。

そういう状況なのですが、借金をしてまでも店を続けるというのはなかなかできないと。徳島県は融資の対象になった方に100万円の給付をしていますけれども、借りたら返さないといけないから新型コロナウイルス感染症がいつ収束するか分からないのに借りることもできないということで非常に苦労されているという状況があるのです。

それで、どれだけの県民の方がコロナ禍の中でお困りになってきたか、それはどういう状況かということをお願ひをされているのかどうかお尋ねいたします。

島田商工政策課長

ただいま達田委員から、県内の状況についてということで御質問いただいているところでございます。

徳島県につきましては、今年の3月に緊急出前調査を実施しておりまして、経済状況について確認し、先手で支援策を打っていただいているところでございます。

自粛のお願いでありますとか、県域をまたぐ要請などが出る前の3月時点でそういった確認をしておりまして、さきの委員会でも御説明したとおり、直近の5月に実施した緊急調査では、8割の方の売上げが減少しているということ、新しいフェーズに入っているという状況も踏まえまして、今定例会の開会日にお認めいただきましたWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金、スマートライフ先取り！事業者応援事業などにより、何としても県内の業と雇用を守るという観点で一貫した施策を展開しているところでございます。

#### 達田委員

徳島県の場合は、幸い感染者が少なかった。その5名の方全てが県外での感染だったということなので、県外客の御利用を控えていただくよう事業者の皆さんに徹底をお願いしました。自粛をお願いし、お客さんが来ないようにしていただきとなりますと、県内の方もお店には行きませんし、お店を休まなければ仕方がないという状況があったわけなのです。ですから、先ほどおっしゃったように8割の方の売上げが減少していて非常に大きな経済的痛手を受けていると思うのです。

そういう中で、全国では今何か支援しなければということで休業をお願いした方への補償であるとか協力金を出しているのですけれども、徳島県はそういうことをやっていないのです。徳島県だけ理由が成り立つのはおかしいと思うのです。全く感染者が出なかった岩手県も協力金を出しているのです。その点はどのようにお考えでしょうか。

#### 島田商工政策課長

ただいま達田委員から、協力金について御質問いただいております。

本県の場合、本年3月に実施いたしました緊急の出前調査におきまして、宿泊・観光・旅行・飲食業などの観光関連産業を中心に、経営状況の悪化と先行きの不透明さを把握して、深刻な経営状況にあるというように認識しておりました。

このため、事業者が置かれている状況を踏まえ、協力金ではなくて、事業継続と雇用の維持に懸命に頑張っている皆様を何としても守り抜くという形で、当面の手元資金を御用意いただくために、2月定例会の閉会日におきまして、緊急対策補正予算として融資連動型の10パーセント、最大100万円の給付金を県議会でお認めいただきました。

さらに4月の臨時会では保証料ゼロ、3年間無利子、借換可能となる融資制度、これに加えまして、繁華街における飲食店も対象とする生活衛生関係営業者を対象とした最大100万円の給付金も県議会でお認めいただいて、事業者にできるだけ早く資金を供給すべく取組を進めているところでございます。

重ねてになりますけれども、私どもとしては、何としても業と雇用を守るという観点で取組を進めているところでございます。

## 達田委員

事前委員会でも申し上げたのですけれども、借金をしたら返さなければならないわけです。とてもこれは返せないかもしれないということで、いろんな良い融資の条件を付けてはいただいているのですけれども、融資を踏みとどまっていると。けれども、手元資金がなくて、これ以上やっていけないというような本当に零細な事業所があるわけなのです。ですから、融資とセットで給付というのをちょっと切り離す。希望するのであれば、融資と切り離れた支援も必要ではないかと思うのです。これが1点。

もう1点について、時間の都合で家賃支援を一緒にお伺いしたいのですけれども、家賃支援の給付金ということで3分の2を補助するという制度を国が作っております。ですから、全額出すというお話ではなく、県として上乘せをするということが求められているのではないかと思うのです。2点お伺いします。

## 島田商工政策課長

ただいま達田委員から、融資とセットにした給付ではなくて、そのほかの給付の対応があるのではないかというお話を頂きました。

こちらの給付金の考え方でございますけれども、本会議でも答弁させていただきましたように、緊急調査による本県の状況を踏まえまして、3月10日に開催されました国と地方の協議の場で、飯泉知事から安倍総理大臣に対してしっかりと現状をお伝えいたしました。融資のみではなくて給付金とセットで支援を行うべきとの要望をさせていただき、本県の実施しております融資連動型の給付金が契機となりまして、4月30日に国の持続化給付金が創設されたところでございます。

県だけではなくて、こうした国の制度もしっかりと合わせながら、また市町村の実情に合わせた制度もございますので、こちらも3層構造で我々としてはしっかりと支援したいと考えております。

続きまして、家賃支援のことで御質問いただいております。

家賃支援につきましては、国の第二次補正予算の中で家賃支援給付金制度が認められたところでございまして、現在は制度設計が行われているとお聞きしております。

テナント事業者への支援、国の第一次補正予算で認められております不動産所有の方への支援、これをセットで考えていくべきと我々は考えておりますので、どうか御理解をいただけたらと思います。

## 達田委員

香川県は休業要請をしています。休業や営業時間短縮の要請を受けて協力する中小企業及び個人事業主、観光客の多いうどん店について5月2日から5月6日までの間の休業依頼に協力する中小企業及び個人事業主ということで、支給金額が1事業者当たり20万円、時間短縮の食事提供施設には10万円、ゴールデンウィークに休業する観光客の多いうどん店の場合も10万円。香川県などは地域の実情に応じたことをやっているということで、ほかの県もそれぞれそういうのがあるわけです。

県が頑張っこそ市町村も頑張れる。国ももっとやらなければならないということになってくるのではないかと思うのです。ですから、家賃支援、休業補償的な給付につつま

して、国も次々と予算を組んでくると思います。県としてもきちんとそういう立場に立って支援策を考え、本当に良かった、助かったと言えるような制度にしていきたいと思うのです。今までの御答弁では、大丈夫かな、もうやめるしかないかという、本当に不安の中で過ごさざるを得ないことになると思うのです。

それで、困っておられる徳島県民の皆さんに対してどうしようとしているのか、県の姿勢、立場というのを明確に示していただく時期ではないかと思います。

島田商工政策課長

ただいま達田委員から、再度御質問いただいたところでございます。

他県の事例も御紹介いただいたところでございます。

商工労働観光部といたしましては、休業要請や休業補償については直接所管していないところではございますけれども、それを前提で答弁させていただきます。

少し認識が異なるかも分かりませんが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、県民の生命、財産を守るという観点から業種ごとになされるものでありまして、個別の施設への休業要請を行うものではないというふうに考えております。

また、本県におきましては、市中感染、クラスターはまだ発生していない状況、5名の感染例は全て感染経路が県外ということで、休業要請はなされなかったというふうに認識をしているところでございます。

なお、全国的にクラスターが発生している繁華街の接待を伴う飲食店等につきましては、政府の基本的対処方針に基づきまして、他の都道府県と歩調を合わせながら、県民の皆様への外出自粛に対するお願いをしたところでありまして、こうした取組が十分効果を発揮したというふうに認識をしております。

休業要請と休業補償はセットであると飯泉知事も前から言っているところでございますので、こうした休業要請がなかった状況において、休業補償、休業協力金を出していないというところでございます。

重ねての答弁になりますけれども、本県といたしましては、協力金といった形ではなくて、事業継続と雇用の維持に頑張っている事業者の皆さんを何としても守り抜くという強い決意で事業の展開を行っているところでございますので、御理解いただけたらと思います。

達田委員

岩手県は新型コロナウイルスの感染者が一人も出ていないのです。徳島県は少なかったということで、そういうことにしたということなのですが、岩手県の場合は一部飲食店等に休業要請をしまして、協力してくれた所には支援をしているということなのです。家賃支援につきましても3か月分の家賃について2分の1の補助をするというようなことで、いろんな支援をしています。ですから、全然感染者が出ていない所でもそういう対応をしているということについて、徳島県はどう考えているのでしょうか。

島田商工政策課長

他県の事例を踏まえまして、達田委員から御質問いただいたところでございます。

委員からお話のありましたとおり、他県ではそういった事例があると承知しているところでございます。

重ねての答弁になりますけれども、本県といたしましては、事業継続と雇用の維持を守るために融資制度、それと融資と連動した給付金、こちらを展開して当面の手許資金を御用意いただく取組を進めております。なるべく早く事業者の手元に届けるように鋭意取り組んでいるところでございます。

また、他県の事例を御紹介いただきましたけれども、県内の市町村におかれましては、独自にそうした給付金を支出している所もございます。

ですから、県、市町村、国の制度、この三つの制度をきちんと御紹介させていただきまして、3層構造でしっかりと事業者の皆さんを支援したいと考えております。

南委員長

午食のため休憩いたします。（12時11分）

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時17分）

それでは質疑をどうぞ。

東条委員

県として事業継続と雇用を守るというお話が午前中にありました。雇用を守るということで、雇用調整助成金の実績をまずお聞きしたいと思います。どういうふうになっていますか。

安西労働雇用戦略課長

雇用調整助成金の実績について御質問いただきました。

徳島労働局に確認しましたところ、6月19日時点で、支給申請は984件、支給決定は584件ということです。5月15日時点で申請が114件、支給決定が40件でありまして、支給決定につきましては約15倍と大幅に利用が増加している状況でございます。

東条委員

増えているということはある程度周知ができたのかなと思うのですが、利用促進について県はどのように対応されたのかお伺いさせていただきます。

安西労働雇用戦略課長

雇用調整助成金の利用促進について御質問いただきました。

県としましては、全国知事会から国に対し、助成率や日額上限額引上げなどの支援内容の拡充、休業等計画届の省略、受付体制の拡充、審査の簡素化など申請手続の改善につきまして数次にわたり提言を行った結果、今年4月以降、雇用調整助成金の改正が数回行われるとともに、去る6月12日に成立いたしました国の第二次補正予算にも提言内容が反映

されているところでございます。

また、雇用調整助成金が主に利用されましたのは12年前のリーマンショックの時でありまして、事業主の皆様には身近な制度となっていないことから、去る5月19日に知事、徳島労働局長、徳島県社会保険労務士会会長の3者で共同記者会見を行いまして、全国知事会からの提言等を踏まえ、雇用調整助成金制度の拡充や手続の簡素化がされ、使いやすくなっていること、社会保険労務士による無料相談会が実施されていることなどにつきまして、県民、事業者の皆様へ制度の周知、利用の呼び掛けを行いました。

県といたしましては、今後とも県のホームページのポータルサイトや広報誌の掲載などあらゆる手段を使いまして、徳島労働局などの関係機関と連携しながら、制度の周知、利用促進に進めてまいりたいと考えております。

#### 東条委員

是非、周知徹底をしていただけたらと思います。

それで、約15倍に増えているということはすごくうれしい情報だと思います。せっかく予算を組んでいるのでしっかりと利用していただく。当初は申請が難しいとか面倒とかいろいろありましたけれども、対応していただく方もちゃんと補充しながら進めていただいているようなので安心しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、働き方というのがすごく変わってきました。

私も代表質問をしましたけれども、仕事をなくしてしまうという状況を避ける、雇用を守るという観点で是非進めていただきたい。

それと、在宅勤務などこれまでの視点とは変わった多様な働き方がいろいろ提示されています。そういう中でも、多様な働き方を応援するような、働く人たちを支えていただくような取組を今後も是非進めていただきたいと思います。

#### 庄野委員

私からは共生、共に生きるという視点から、障がい者雇用の促進について聞きたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の関係で、雇用を守るということ、事業所を守るということ、これは県としてこれからの大きな課題だろうというふうに思います。障がい者雇用の問題に今までも県は取り組まれてきているのですけれども、これまでの取組と障がい者雇用の現状についてまずお聞きしたいと思います。

#### 安西労働雇用戦略課長

障がい者雇用の促進と取組等の状況につきまして御質問いただきました。

徳島県におきましては、平成18年6月に県内の民間企業における障がい者雇用率が1.33パーセントと全国最下位になったことを受けまして、平成19年8月にとくしま障がい者雇用促進県民会議を設置し、とくしま障がい者雇用促進憲章の制定、とくしま障がい者雇用促進行動計画の策定、徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例の制定など、障がいのある人への理解促進と障がい者雇用の機運醸成に向けて官民一体となって取り組んでまいりました。この結果、平成27年から本県の民間企業の障がい者雇用率は当時の法定雇用率

2.0パーセントを達成しているところでございます。

こうした中、民間企業の法定雇用率は、平成30年4月には従来の2.0パーセントから2.2パーセントに引き上げられておりますが、最新の厚生労働省の発表によると、本県の民間企業における障がい者の雇用状況は、令和元年6月1日現在で実雇用率2.26パーセントと、目標としておりました法定雇用率の2.2パーセントを達成している状況でございます。また、法定雇用率達成の企業の割合につきましては60.8パーセントと、全国平均の48パーセントを大きく上回り、全国8位となっております。

さらに、一昨日徳島労働局から公表されました令和元年度のハローワークを通じての障がい者の就職件数は702件でありまして、過去10年連続で過去最高を更新しており、障がい者雇用につきましては順調に推移しているものと考えております。

今後、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正により、民間企業の障がい者雇用率が令和3年3月までに2.2パーセントから2.3パーセントへ改正される予定であります。

県といたしましては、法定雇用率の達成に向けまして徳島労働局などの関係機関と連携しながら、障がいのある人の雇用促進、職場定着に、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

県内の障がい者雇用については、前を向いて順調に進んでいるという印象を受けました。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響で多かれ少なかれ、一般就労の方々も含めて雇用の状況というのはかなり厳しくなってくると予測されますけれども、そうしたしわ寄せが障がい者雇用に及ばないようにしていただきたいと思うのです。

雇用について新型コロナウイルス感染症が影響を及ぼしているのではないかとと思われるような事例、相談とかは何か入っていますか。

#### 安西労働雇用戦略課長

新型コロナウイルス感染症による障がい者雇用の影響につきまして、県が設置しておりますジョブカフェとくしま、とくしまジョブステーション、徳島県すだちくんハローワークに相談窓口を設けておりますが、現在のところ、障がいがある人や企業からの相談はない状況でございます。また、県内の障がい者の解雇等の情報について徳島労働局に確認いたしましたが、現時点では該当なしと伺っております。

一方、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながら、経済活動レベルを段階的に引き上げていく新たなフェーズに移行しており、障がい者雇用を取り巻く環境は非常に厳しいものと認識しております。

今後とも障がい者雇用の動向について注視し、徳島労働局やハローワークなど関係機関と連携を図りながら、障がいのある人が生き生きと働き続けることができる社会の実現に向け、雇用の維持、確保に取り組んでまいりたいと思います。

#### 庄野委員

引き続きアンテナを高くし、困っているようなことがあったら早急な対応ができるよう

をお願いしておきたいと思えます。

それから、とくしまマラソンのことでお聞きしたいと思えます。徳島県のにぎわいを作っていくという非常に大きなイベントであったのですが、今年の3月は中止ということになりました。報道等々、事前委員会のお話でも聞いておられますと、9,000万円ぐらいの余剰金が出ています。次回大会を開催する場合、今年中止した大会に1万円払った人については配慮するというふうなことを言われていたのですが、1万円払って次回大会は都合で出られない場合も想定されます。そんな場合は今後どのような取扱いにしていくのか。

高知県は高知竜馬マラソンというのをやっていて規模的には1万1,500人くらいだと今朝のニュースで出ていたのですが、来年の2月くらいに実施したいということを知事が話されていました。

本県の場合は3月頃に実施していて、今後の状況を見てとなるのでしょうかけれども、新型コロナウイルス感染症が収束して、とくしまマラソンが早く実施できるようになればいいと思えます。

とくしまマラソン実行委員会などではどのくらいまで話が進んでいるのか、少しお聞きしたいと思えます。

岩野にぎわいづくり課長

庄野委員からとくしまマラソンについて御質問いただいております。

まず、とくしまマラソン2020にエントリーされた方が来年度参加されなかった場合の対応について御質問いただいております。

とくしまマラソン2020につきましては、ボランティアや関係者、さらには応援やおもてなしを頂く皆様の御尽力、御協力の下、3月22日の開催に向けて準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、安全安心な大会運営を第一に考えまして、2月28日のとくしまマラソン実行委員会において、大会及びイベントを中止させていただいたところでございます。

なお、とくしまマラソンの申込規約におきまして、主催者の責めによらない事由で大会が中止となった場合につきましては、参加料の返金は一切行わない旨の規定がなされているところでございます。このため、参加料の払戻しはできませんが、開催を心待ちにしていたランナーの皆様のお気持ちに伝えるために、参加賞であるアームカバーやゼッケン、大会プログラム、記念品として完走メダルやフィニッシャータオル、徳島が世界に誇ります阿波藍の藍染製品などを返礼品としてお届けしたところでございます。

また、とくしまマラソン2020大会にエントリーしていただいたランナーの皆様につきましては、次回大会に優先出走権を提供することがとくしまマラソン実行委員会で決定されているところでございます。

次回大会の開催が決定した際には、まずはとくしまマラソン2020大会にエントリーしていただいたランナーの皆様一人でも多く参加いただくように積極的な働き掛けを行いますとともに、御都合により次回大会にどうしても参加できないランナーの皆様への対応につきましては、今後とくしまマラソン実行委員会総会で検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、とくしまマラソンの次回大会についてでございます。

とくしまマラソンにつきましては、ボランティアや関係者に御協力いただきながら規模を拡大し、西日本でも有数の1万5,000人という規模のランナーをお迎えして実施しているところでございます。

現在、スポーツイベントの実施における新型コロナウイルス感染症予防の指針として、公益財団法人日本スポーツ協会が策定した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」というのが出ております。こちらは、手洗いの徹底や密の回避など基本的な感染予防の考え方にのっとりまして、イベント主催者が準備する事項や参加者が遵守すべき事項などが具体的に示されているところでございます。

これをとくしまマラソンに当てはめてみますと、現状ではスタートやフィニッシュ会場、それぞれの更衣スペース、フィニッシュ後のランナーの輸送時におきまして例年ランナーが密集する状況が発生しているなどの課題があり、新型コロナウイルスの感染拡大防止のためには運営方法の見直しや新たな対応、対策が必要になるのではないかと考えているところでございます。

次回大会の開催につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況を見極めながら万全の安全対策を前提に、先ほども高知のお話もございましたが、全国的なマラソン大会の開催状況、さらには大会をお支えていただいておりますボランティアや関係者の皆様の御意見もお聞きしながら、とくしまマラソン実行委員会の総会におきましてしっかりと検討を進めたいと思っております。

#### 庄野委員

新型コロナウイルス感染の第2波の状況とかは分かりませんので、確たることはまだ発表できないと思いますけれど、いずれにしても新しい生活様式といいますか、大規模に何かをやる場合には余り密にならないようにとかを考え、消毒など感染防止の対策をとりながらやっていくというようなことなので、従来どおりの大会というのはなかなか難しいと思います。

最近プロ野球も開幕して、無観客の試合から少しずつ観客を入れていくというような取組なども徐々に行われていっています。どのイベントもそうでしょうけれども、県のにぎわいづくりというと、たくさんの方が集まるようなイベントが中心になると思いますので、他県の状況も見ながら、何とか少人数でも開催できるような状況を是非作り出していきたいと思っております。

それとあと、緊急事態宣言が出て以降、徳島県立渦の道も休館とかの措置がとられていたと思うのですが、非常に大きな集客能力のある施設ですから、県内外の移動が可能になった現在、PRといいますか、どのような状況になっているのか教えてください。

#### 岩野にぎわいづくり課長

庄野委員から徳島県立渦の道の営業再開後の状況につきまして御質問いただいております。

徳島県立渦の道につきましては、平成12年4月の開館以降、入館者の9割が県外客という徳島のおもてなしの玄関口となっているところでございます。

ただ、県外の皆様の利用が非常に多いということもあり、新型コロナウイルス感染症対策の対処方針におきまして、特定警戒都道府県であった5都道府県との間の移動は6月18日までは慎重に対応することとされていたところをごさいますして、当施設を開けることで県外からの誘客が促進されることが懸念されたことから6月18日まで休館としていたところをごさいます。

また、観光振興の観点から、6月19日から県外からの人の呼び込みを実施することというふうにされておりますことから、新型コロナウイルス感染症の対策をしっかりとした上で、同日から徳島県立渦の道の利用を再開したところをごさいます。営業再開後、19日から21日、週末3日間の入場者数は1,806人となっております。前年度同時期の約4割という形になっております。

現在は県をまたぐ移動の自粛は解除されたところではございますが、観光振興につきましては県をまたぐものを含めて徐々に拡大していくという移行期間になっているところをごさいます。

まずは、県民の皆さんに地元徳島の観光施設など身近にある魅力を再発見していただくということで、改めて徳島県立渦の道を御利用いただくなどいたしまして、こうして生まれました観光の機運を8月から始まる予定でございますG o T oキャンペーン、こちらへとつなげまして、県外からの誘客に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

徳島県立渦の道もなかなかすぐに元どおりにはならないと思いますけれど、徳島の玄関口ですので、消毒などを十分にされて、これからもよろしくお願ひしたいなと思います。

それとあと、観光という意味では直接関係ないかもしれませんが、夏と言えば海水浴でして、北の脇・田井ノ浜・月見ヶ丘海水浴場などが今年は中止ということであります。これまで観光客も随分海水浴に来ていたと思うので、海の家とかがなくても泳ぐ人がいると思うのです。今まででしたらライフセーバーや海の家とか見張りの方がおいでたのですけれども、県内外の観光客も含め海水浴場に来る人の安全対策はどうですか。これは所管外かもしれませんが。

#### 吉田観光政策課長

ただいま庄野委員から、県内海水浴場の安全対策についての御質問を頂戴いたしました。

庄野委員がおっしゃるとおり、今年につきましては、北の脇・田井ノ浜海水浴場など県内の海水浴場が開かれないという状況でございます。

海水浴場につきましては市町村が管理しているものをごさいます。県内外から来られる観光客など海水浴場が中止といっても利用される方がいらっしゃいますので、県といたしましても、安全対策についてしっかりと対応できるように、関係市町村とも協議してまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

お答えいただいております。

泳がれる方もいると思うのです。海が悪いわけじゃないですから。安全面について市町村も人員配置するというのは非常に難しいかもしれませんが、何もせずに放置しておくというのは非常に危ないですし、ちょっと気になっていたので言わせてもらいました。海水浴場を管理しておられる市町村の方々と協議いただけたら有り難いと思います。

あと、最大200万円の、売上げが急減した事業所への持続化給付金についてです。これは非常に重要な給付金なのですが、現時点での実績みたいなものはわかりますか。

島田商工政策課長

庄野委員から国の持続化給付金について御質問いただいております。

午前中もお話させていただきましたけれども、この持続化給付金は県の融資連動型の給付金が契機となりまして国で創設された給付制度でございます。国の制度でありますので手元に資料はございませんけれども、安倍総理大臣の会見録によると、国全体の申請件数では6月16日時点で申請件数は200万件、給付件数は150万件を確認しております。6月1日までに150万件的申請があったということで、2週間程度で50万件ほど増えているというような状況でございます。

庄野委員

県ではどこが申し込んだというのはわからないのですか。

島田商工政策課長

この持続化給付金については、基本的にインターネットでの申請となっております、県内に申請サポート会場が6か所設けられているところでございます。

今後はこの申請を更に加速させるということで、申請サポートキャラバン隊が創設され、6月下旬から順次10月まで県内の商工会議所、商工会でそういった場が設けられるというふうにお聞きしております。

お困りの方にはできるだけ早くこういった資金を供給するということが一番でございます、国も全国の商工団体に協力を求めている、努力をしている状況と考えております。

西沢委員

今までの延長線上ではない社会がこれから来る、新型コロナウイルス感染症により急激に変化していくということでの経済対策をとるべきだというふうに思います。

私が、議長だった10年少々前、まず兵庫県、大阪府に新型インフルエンザが来しました。四国に来ないように頑張らないといけないということで、大鳴門橋の封鎖というのも水面下で言われていた気がします。

そのときは新型インフルエンザに非常に苦労して、議会としても対策をまとめて県で認めていただいたのだけれど、その後の国の対策に徳島県も乗ったと最近になって聞きました。

こういう中で次の新型インフルエンザ対策に向けて病原菌対策をやってきたのかと非常に疑問があります。何にも動いていなかった気がして仕方がないです。マスク一つにして

もそうです。当時の新型インフルエンザを踏まえ、マスクも国内で生産するなどもっとしっかりと準備する、そういうことをやってしかるべきだという気がしましたけれども、そんなことが余り見受けられませんでした。それが非常に残念です。

そういう中で、南海トラフ巨大地震が今すぐにでも発生するかもしれない、首都直下地震、富士山噴火も。巨大災害が目の前に迫っているということが言われていながら、新型コロナウイルス感染症対策ばかりをやっていたので、次の大きな災害が起こった時のことも含めて同時にやらないと駄目だということを県に話をしました。避難場所で密にならないような対策ということでやってもらいましたけれど、避難するだけが問題ではないです。

新型コロナウイルス感染症に加えて、南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大きな災害が起こるかもしれない。そのためにこれからどうするのかということについて、国会も含めて議論を余り聞いたことがないです。新型コロナウイルス感染症収束後もどうするのかについて、経済対策も含め議論しなければならない、そういう思いもするのです。

今はアメリカ、中国、北朝鮮、韓国、ヨーロッパなど世界中で財政が非常に厳しくなったり、いろんな国で騒がしい状態に近いようなことになっていっています。

巨大災害だけでなく何が起こるか分からない時代を迎えています。これから経済を進めるに当たっても、どのような社会が一番良いのかということを検討していかなければ前に進まないと思うのです。このあたりだけでもちょっとお答えをもらえませんか。これからどういうふうなことを考えていかなければいけないのか。

#### 島田商工政策課長

西沢委員から今後の経済について御質問いただいたところでございます。

今後の経済対策としまして、麻生財務大臣からは第二次補正予算に関する記者会見をした際に、実施しなければ更に経済が落ち込むことになりかねないので、覚悟を決めて財政出動して失業や倒産を防ぐ、当面の対策を実施しなければならないという見解も示されております。

個人的には、県、市町村、国も含めてしっかりと業と雇用を守っていかなければ税収が減少するというふうに考えております。税収が減りますと、災害対応をはじめ医療、教育、治安など県民の皆様が受ける行政サービスの低下を招きかねないということもあり、県民生活に影響が出ない形でしっかりと対応をしていかなければいけないと考えているところでございます。

#### 西沢委員

先ほども言いました10年ちょっと前の新型インフルエンザの反省というのは、韓国はやっていたみたいですが、全世界的に生かされていないなという感じがしました。今回のことで、グローバルな社会そのものが問われていると思います。

マスクにしても全世界の8割を中国で生産して困ってしまったというようなこともあります。全世界的なマスク不足がきっかけになったと思いますけれども、どんなことがあっても生きていける体制というのをそれぞれの国、地方において考えていかなければいけない大変な時代になったのではないかと。

まず、グローバルそのものを一回反省しなくてはいけない。どんなことがあってもというのは大きな災害、新たな病気など。戦争もあります。観光事業をやっている国などは財政がもちません。そうなるとうなるか。昔だったら戦争になっていた気がします。

これからの世界はどうなるか分かりませんが、何が起こってもおかしくないような何か不安定な社会になってしまっていて、それでもどうすれば生き残っていけるのか、そういうことを今考えないといけないと思うのです。

だから、今のグローバルな世界において、日本だけで生きていける、地域だけで生きていけるようになる。昔はほとんど地域ごとの社会でした。地域が全滅しても横から助けることができた。近くから助けることができた。今は一つになって全体で動いていますから、全体が倒れたら皆倒れていく。それから前に進まないといけない。

今の日本は、新型コロナウイルス感染症の上に、南海トラフ巨大地震、首都直下地震、富士山噴火などの巨大災害が来たら、多分国がもちません、今の状態だったら誰が考えてもそう思います。そのときにでも生き残っていかなければいけない。どのように考えて進んでいくのか、そういう社会の中で経済をどうするのかということを考えるべきです。

昨年も言いましたが、私が今まで考えてきたノアの箱舟計画。そういう小さな社会、地域で生き残っていく社会、それが私は一番強いと思うのです。地域で生き残っていくための社会、経済を考えて今できることを早急に進めていく。それが今やらないといけない対策なのかなと。

小さな地域社会にしていく。生き残っていく所、生き残っていけない所、応援してもらわないといけない所、いろいろ出てきます。それなりに地域で生き残っていける対策を頑張れば生き残っていける所が出てきて、日本全体として生き残っていけるようになるのではないのか。

食料にしても自給率が非常に悪い。この中には野菜が入っていないみたいですけれど。野菜はほとんどエネルギーがゼロだから。でもどちらにしても、どんなことがあっても食べる物を確保する。エネルギー、住宅、水などもどうするのか。そういうところをちゃんと押さえた上での経済対策が必要なのではないのか。田舎や地域で頑張っていける体制、それが一番強いやり方だと私は思います。新型コロナウイルス感染症という別の問題が発生しましたがけれども、私が30年ずっと考えてきた中での結論であるノアの箱舟計画はあながち間違っていないのではないのかという気がします。

問題が大き過ぎますけれども、それでは済まされない世界が今やってきました。総括的にちょっと答えてください。

#### 黒下商工労働観光部長

委員がおっしゃるように、これまでは人口減少社会の下で社会経済システムをどう変えていくのかといった課題、これに我々は取り組んでまいりました。

東京一極集中の是正に向けて地方創生の取組を進めてきたところでございますが、こうした中でコロナ禍が<sup>か</sup>発生し、経済や人の流れが止まったりということで著しく厳しい状況を迎えております。新型コロナウイルス感染症が収まった後のトンネルの出口ですけれども、これは昔の状態ではなくて、かなり未来の所に設定されているような状況になっているのではないかと思います。

こうした中、社会のニーズと申しますか、集中から分散へまた密から疎へといったような状況も求められてきております。委員がおっしゃるように、今後もウイルスの発生、さらには自然災害の発生、こういった事象が我々を取り巻いているリスクとして存在しているところがございます。

徳島がどのようにして社会で生き残っていくのか。委員もおっしゃったように、力が強いものではなく環境に柔軟に対応するものが生き残るとダーウィンも述べております。最先端技術も活用しながら、しっかりと徳島の経済を成長発展していけるよう、しなやかな社会づくりを我々としても目指していきたいと考えております。

#### 西沢委員

これは単なる目指すでなくて、現実的に行動を起こさなければいけないような状況ですので、そのあたりをお互いに頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

その中で、今はテレワークやITなど、新型コロナウイルス感染症も含めて社会が大きく変化してきております。残念ながら新型コロナウイルス感染症の拡大以前でも、9年連続で東京への転入企業超過、本社機能移転、東京一極集中是正、そういう状況でした。

新型コロナウイルス感染症の関係で今後どうなるのかと思うのですが、上場企業のどれだけが東京に集中しているのか、都道府県別の構成比の数値を出してもらいました。

上場企業だけですと東京都で51.5パーセント。半分以上は東京に集中しています。それから、大阪が11.3パーセント、神奈川県が4.5パーセント、愛知県が5.8パーセント、埼玉が2.0パーセント、合わせて1都1府3県で75.1パーセント。約75パーセントがこの5都府県に集中している。先ほども言いましたが、東京は9年連続で転入企業が超過というような状況でした。

新型コロナウイルス感染症が発生してかなりの所がテレワークをやりました。テレワークを経験した中で、仕事よりも生活を重視するという考えの人が多く現れてきています。

特に20代、30代の若い子が、前から自然志向が備わってきているという話もありましたが、自分の生活を重要視するという方向で考えているようです。テレワークだったらどこでもいいのですから、田舎にある自分の家で仕事をするという方々もどんどん増えてくるでしょう。IT、AIなどもどんどん進んでいくと、田舎に帰ってくる人が多くなるかと思っております。

そうなるとうなるのかということを考えてみました。東京に本店を置いておいて本店と自宅とのテレワークが増えてきますと、田舎志向である若者も含めて、田舎にはかなりの人が来るでしょう。生活重視、田舎重視、自然重視の流れは止まらないと思っております。

そうなるとう各地方にある支店などは要らない所が多くなってくのではないかと。特にテレワークが中心の支店関係だったら。支店がかなりなくなると税収はどうなのかな。ここは総務委員会と違いますがちょっと許していただいて、どうなるのかなということを考えてみます。会社としての売上げを支店ごと、本店でまとめていますけれど、支店にほとんど用事がなくなったら本店だけに売上げが集中し、本店がある東京とか大阪とかだけで売上げが上がってきて、税収が上がってくる。法人税が上がってくるとなると、東京とか大阪とか大都市中心の税制状態になる。田舎の方は税収が少なくなる。

今回の新型コロナウイルス感染症を除いてもです。そういうことで、東京一極集中を是正するためにはどうあるべきかということを経済的にも考えていかないといけないのではないかなと思う。

税収が少なくなったら各地域の経済が落ち込みます。本店を徳島に持ってきていただいたら全部の売上げが上がる、税収が上がる。当たり前です。本店が東京に一極集中するのであれば、税制改革をやってもらわなかったら地方交付税もなかなか地方には回ってこないということにもなって、経済的にもかなり大変になるのではないかな。

これは総務委員会においても大きすぎる話ですし、ここでは特に決断は求めませんけれども、そういうことも考えた中で田舎に来てもらうということを考えていかないといけないのではないかなと思います。テレワークそのもので考えるのではなくて、影響も考えた中で対策を練らないといけないのではないかなという気がします。

ここで総括や結論を出すのはきついね。言えますか。

#### 黒下商工労働観光部長

確かに委員がおっしゃるように、テレワークの普及によって支店の存在がどう動いていくのかというところがありますが、先ほど申し上げたように、集中から分散へ、密から疎へとの流れの中で、地方が今大きく見直されている時期でもあります。

徳島県としては、県内の事業所にしっかりと拠点化していただきマザー工場としての機能を備えてもらう、あるいは本社機能を移転していただくというような企業誘致の取組を進めてきたところがございますが、今後も強化していきたいと思っております。

さらに、日本有数のブロードバンド環境を備えた徳島でございますので、そうした環境を生かして、今後もサテライトオフィスを含め、テレワーカーを含むデジタルワーカーの方々にも是非徳島に移住していただきたい。納税でも貢献していただき、何より雇用をしっかりと生み出していただけるよう、我々としても精一杯取り組んでいきたいと思っております。

#### 西沢委員

大鳴門橋ができた時に徳島から問屋さんが消えたのです。大阪からすぐに来られるから問屋さんがいる意味がない。大鳴門橋ができてそうってしまった。一つのことで大きく四国は変わりました。今は正にそういう大きな変わり目なのかという気がいたします。

あと、徳島県は光ブロードバンド環境が全国一になっていますけれども、全国的にもかなりそういう流れになってきております。この1年間は徳島に本店を移してもらう、頑張らないといけない時期でないのか。1年が過ぎたら全国も同じような状態になってくると思います。是非頑張ってもらいたいと思っております。

#### 喜多副委員長

西沢委員さんのすごく哲学的で高次元な質問に答弁する部長さんは本当に素晴らしいなと感心いたしました。頭が下がりました。

私は阿波おどりを愛する一人として2点ぐらい質問させていただきます。

毎年ずっと続いております秋の阿波おどりでございます。

夏の阿波おどりは、徳島市を中心に県下でもほとんどが中止。そして、全国的にも高円寺を中心としたほとんどの阿波おどりが中止となりました。そしてあわせてですけれども、夏と秋のいろいろな伝統芸能、東北の三大祭りとか、五大祭りとかも中止になっているようでございます。

イベントのほとんどが中止される中で、本当にこれは寂しいなど。阿波おどりは決して観光だけではなく、徳島の伝統芸能を継承していくという大きな意味があります。

秋の阿波おどり大絵巻はすごく好評で、お客さんもすごく増えています。阿波おどりだけでなく、多くのイベント、観光、食、文化が一同にアスティとくしまで繰り広げられ、本当に素晴らしいということをよく聞きます。

夏の阿波おどりは4日間で、県内各地でいろいろやっておりますけれども、秋の阿波おどりは1か所で全てが見られる、全てが体験できます。イベントは予算が要りますけれども、素晴らしい計画を実行され、県内外から多くの人が集まっていたり行事になっているようでございます。

そこで、今年の阿波おどりはこのような状態ですけれども、最終的にはどのように進められようとしているのかお伺いをいたします。

#### 吉田観光政策課長

ただいま喜多副委員長から、秋の阿波おどりを含む阿波おどりについての御質問を頂戴いたしました。

副委員長からお話のとおり、阿波おどりは400有余年の歴史を持つ本県が世界に誇る伝統芸能であり、本県の観光戦略上欠かすことのできない最大の観光資源でございます。

夏の阿波おどりにつきましては、県内各地の阿波おどりが中止という決定をしているところでございまして、秋の阿波おどりにつきましても今定例会で減額補正をさせていただいたところでございます。

今後は新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえながら、新しい生活様式に則した阿波おどりをどのような形で実施できるのかというのを検討してまいりまして、実施のめどがたった場合には速やかに予算の要求を行い、官民一体となって徳島の宝である阿波おどりを引き続き盛り上げていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 喜多副委員長

阿波おどりは多くの人が集まって踊る、そして多くの人が見るということに大きな意義があると思いますけれども、たくさんでなかったらできないということではないと思っております。

例えば、アスティとくしまでも一人踊り、10人が踊るなどがあって、いろいろなやり方があります。今までは30人、40人が一つの密集となりますけれども、そればかりではない。いろいろやり方も変えて、いわゆる新しい生活様式に則した3密にならないような形で今年も何らかの方法で是非ともやってほしいと思っております。

規模や人数など観客の密集にならないような方法を是非とも考えていただき、今年度は中止ということにならないように頑張ってもらいたいということを要望しておきたいと思

ます。よろしくお願いいたします。

そして、もう一つ。阿波牛，阿波尾鶏，阿波とん豚が学校給食などに提供されるということで今年の4月，6月の補正予算でも出されておりましたけれども，阿波おどりと阿波尾鶏のコラボレーションができれば大きいアピールになるのではないのかなということを思っております。

踊る阿波おどりと食べる阿波尾鶏は徳島にとって是非ともなくてはならない大きなものでありますので，やり方，場所，日にちとかをいろいろ検討していただいて，新型コロナウイルス感染症によって閉塞している町を活気付ける意味でもやってほしいと思いますけれども，いかがですか。

吉田観光政策課長

ただいま喜多副委員長から，食べる阿波尾鶏と踊る阿波おどりの連携した取組をしてはどうかとの御質問を頂きました。

徳島の宝であるブランド地鶏，阿波尾鶏の消費拡大と400年の歴史を誇る伝統芸能である阿波おどりを盛り上げるために非常に重要なものであると考えております。

今後，ブランド地鶏，阿波尾鶏の消費拡大イベントの際に阿波おどりの連が参加するなどの取組につきまして，関係団体はもとより農林水産部と連携いたしまして，検討してまいりたいと考えております。

喜多副委員長

いろいろ方法はあろうと思いますが，イベントが減る中で，何らかの方法で阿波おどりと阿波尾鶏を全国にアピールできる機会を，徳島県民，そして全国の人が喜んでくれるようことをやってほしいなということを要望しておきたいと思います。

南委員長

この際，委員各位にお諮りいたします。

ただいま仁木議員から，発言の申出がありました。

この発言を許可したいと思いますが，御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは，仁木議員の発言を許可いたします。

なお，委員外議員の発言につきましては委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので，よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

仁木議員

委員長はじめ委員の皆様方におかれましては，発言の許可を頂きましてありがとうございます。

3点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

昨年度は経済委員会に所属しておりまして，その続きでそごう徳島店の関係でございます。

従来から議論の場におきまして、県は、情報収集も含め、雇用を守る、後の問題よりも雇用を継続する、円滑して接続をするというような立場かと思えます。

その中で、今は6月ですからあと2か月少々ですけれども、どのような状況になっているのか、これまでの取組も含めてお聞かせ願えればと思えます。

#### 安西労働雇用戦略課長

そごう徳島店の閉店に伴う再就職等についてでございます。

そごう徳島店が令和2年3月に店内に再就職支援室を設置し、関係機関と連携して対応しております。4月時点における再就職支援の対象者職員は約1,000名と聞いております。

再就職希望者に対しましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、5月18日から29日にかけて、今後のスケジュールや事務手続などについて人を集めないDVDによる説明会を開催し、約200名の方が参加したとお伺いしております。

また、先々週の6月9日から12日までの4日間、9月10日以降の再就職のための会社説明会を開催しております。この説明会につきましては、約100社の参加企業が1日に30社ごと、各ブースにおいて会社の事業内容や求人職種、仕事の内容等の説明を行い、求職者の応募や面接依頼を促進するために実施したと聞いている現状でございます。

#### 仁木議員

今の状況を聞いておりますと、再就職の方向で一定のマッチングができていっているのではないかということが分かります。

従来から私が申し上げているのは、過去にそごう徳島店は2回危機があったという中で、正規の社員さんに早期退職いわゆるリストラ用の加算退職金を出す制度が社内であったからこそ離職が促せたと思うのです。今回に限ってはそういう状況ではないように思います。

その中で、感覚としては、今後そういった形でマッチングを重ねていくということが非常に大事で、これは新型コロナウイルス感染症の関係でも同じだと思うのです。そごう徳島店だけではなくて。

再就職、円滑な接続ができなかった人がある程度いたというようなことを想定した場合、新型コロナウイルス感染症も含めて何らかの措置というのは必要になってくるんじゃないのかなと思うのです。

例えば、新型コロナウイルス感染症の関係でも、同じように雇用関係の接続というのは非常に大事になってくると思います。その中で想定するのは、例えばインターンシップであるとか、他県がやっているのであれば会計年度任用職員の枠を広げるとかということがあると思うのですけれども、今のところ、そういったその後の方策というのは、何か県で考えられていることはございますでしょうか。

#### 安西労働雇用戦略課長

現時点におきまして、徳島労働局の職業安定課、徳島県経営者協会、徳島市の経済政策課、商工会議所等と連携して、相談窓口を設置して対応しているところでございます。

現在105件の相談があった中で雇用に関する相談が99件、その99件のうち離職者の受入れを希望する相談が59件、従業員からの再就職に関する相談件数は33件という現状でございます。

徳島労働局、ハローワークと連携しておりますので、最後に残る方についてもできるだけスムーズに接続できるのではないかなというところの感覚を持っております。

仁木議員

スムーズに行くような形を続けていただいて、円滑な接続ということでお願いしたいなと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

あと、新型コロナウイルス感染症の対応策についてですけれども、2点ございます。

先議で可決されました中で、午前中はWITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業のお話がありましたけれども、それと一体になって通っておりますスマートライフ先取り！事業者応援事業という5億円の分がございます。この事業の先議可決以降の状況をお教えいただければと思います。

島田商工政策課長

仁木議員から、スマートライフ先取り！事業者応援事業について御質問いただいております。

これは、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波を迎え撃つべく、中小・小規模事業者における新しい生活様式の導入に向け、民間事業者の皆様からの発案による斬新なアイデアを頂き、それを支援することで数多くのビジネスを生み出し、経済活動を加速させるという推進エンジン的な事業でございます。

午前中にお話させていただいたWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金により、まずは新しい生活様式の体制を整えていただき、その後、こういったビジネスモデルを提案していただきたいと考えております。

現在は公募に向けての事務作業を進めているところでございまして、速やかに手続に入りたいと考えております。

仁木議員

これは先議で通っているわけです。WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金は15日から募集しているということなのですが、スマート先取り！事業者応援事業は募集していますか。現状をお聞きしたいと思います。

島田商工政策課長

現在、募集はしていないところでして、公募に向けて事務作業を進めているところでございます。

仁木議員

めどをお教えてください。

島田商工政策課長

できるだけ早く事務を進めたいと思っております。要綱等の整理を現在進めているところでございまして、6月末から7月初旬にかけて速やかに公募したいと考えております。

仁木議員

確かにプロポーザル方式は時間が掛かることもあると思うのですが、予算が通った後は速やかに執行するために先議で持ってきているのではないのかと私は思うのです。

これは商工労働観光部だけではなくて、他の部局においてもこういうのがあるのです。先議で通っている割に要綱ができていないとか。それでは本当に先議に掛けないといけなかったんですかというようなことになってくると思うのです。これは理事者側で一回議論をされたほうがいいのではないかと私は思います。

例えば、先議と追加補正の分、それと専決と危機管理調整費の分、これはよく似ていますよね、二つとも。こういう位置付けについては、決め方、議会の通し方とかというのは、皆さんで御理解いただいたほうが予算もきれいに通っていくのではないのかなど。今後いろいろと検討していただきたいということがありまして、今日、島田課長には申し訳ないですが、質問させていただきました。

あと1点ございます。

徳島県独自の企業応援給付金がございまして、徳島県信用保証協会の融資、セーフティネット保証と危機関連保証と新型コロナウイルス感染症対応資金。セーフティネット保証は4号、5号があります。これを借りた分の1割が100万円を上限で給付されるという仕組みだと思っております。

これがあるからこそ、午前中の達田委員の議論の中でありました休業補償についても、国でもらえているから県はこれをしていきますという話に落ち着いたと思うのです。

徳島県が100万円上限で非常に良い給付制度をやっているのですけれども、100万円上限を効率よく100パーセント、100万円受給できる人がどれぐらいいるのか私には疑問に感じるのです。

例えば、今回休業された飲食店の皆さん方、私の感覚では1社というか、1飲食店さん当たり、徳島県信用保証協会では新型コロナウイルス感染症対応資金、いわゆるゼロゼロ融資は大体300万から500万、600万ぐらいの融資しか受けられないですよ。だったら幾らの給付金が発生するのですか。30万円、それとも50万円。というようなことなんです。せっかく予算で積んであるのだから、100パーセントに近いだけ給付をしてあげなければいけないと思うのです。

例えばこういう人もおります。1本はセーフティネット資金で借りていて、1本はゼロゼロで借りていますと。だけれど、1本しか申請が出せないから両方合算してからの残高では給付金を受けられないですよ。これを改善していくべきではないのかなと思うのですけれども、この点をお聞かせいただければと思います。

島田商工政策課長

ただいま仁木議員から、新型コロナ対応！企業応援給付金について御質問いただいております。

6月に入って、ゼロゼロ融資が始まって、この給付金の件数も非常に延びております。1日平均で大体50件を超える件数が来ております。昨日現在で約1,000件、8億円を超える給付をしているところでございます。

私どもとしましては、できるだけ多くの方にこの給付金をお届けして手元資金を確保していただきたいというふうに考えておりました。現在、単独での融資に対して給付金を支給するという制度になっております。

この制度設計の中で、まずはセーフティネット資金とセーフティネット保証が連動する形で始めさせていただいております。セーフティネット保証は市町村で認定をして、認定者への融資を徳島県信用保証協会が保証する。経営が不安定な事業者の皆様に対して支給するという制度設計になっておりますので、私どもとしてはできるだけ多くの皆様に給付するという点では委員と同じ意見でございます。現在はこのような制度で運用させていただいております。

#### 仁木議員

同じ感覚でいていただけるのであれば、徳島県信用保証協会などで2本借りている人には合算して残高を同じにしてから給付ができるというところを検討していただきたいと思っております。これは要望したいと思っております。新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に向けて、そういったところを検討していただきたいと思っております。

もう1点ございます。

融資連動型なのであるなら、今の時点で給付金の申請ができるのはいつまでですか。9月1日ではなかったですか。融資実行が9月1日でも給付金を受けられますかといっても受けられないと思うのです。申請日が9月1日まででなかったらいけない。これは連動していない。この期日は連動していないのです。

だから、融資と連動しているのだったら、そこも融資の実行日に合わせて後日3か月の猶予を与えたりなどしてから9月1日までの融資金の1割を給付するとか、それが本当の融資連動型だと思いますので、その点を申し上げたいと思っております。

何かコメントがあったら最後をお願いします。

#### 島田商工政策課長

融資連動型ということでお話を頂いているところでございます。

現在は9月1日までの申請という形で運用をさせていただいておりますが、これについては、こういった形であるのが事業者の皆様にとって有利なのかという点も踏まえて、引き続き幅広く検討する必要があるというふうに考えております。

#### 南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（14時32分）